

福島原子力発電所に関連する消防の対応について（第 1 2 報）

平成 2 3 年 3 月 2 2 日（火） 1 5 時 3 0 分
消 防 庁 災 害 対 策 本 部

1 消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊の規模（実派遣総数）

東京消防庁	4 4 隊	2 4 1 人
大阪市消防局	1 7 隊	5 3 人
横浜市消防局	9 隊	6 7 人
川崎市消防局	1 0 隊	3 2 人（予定）
名古屋市消防局	未定	
京都市消防局	未定	
神戸市消防局	未定	

※これら 7 消防本部の活動の調整については、東京消防庁が担当。

新潟市消防局	1 隊	4 人
浜松市消防局	1 隊	5 人

(2) 緊急消防援助隊及び地元消防本部等の活動状況

① 発電所対応

- ・原子力保安院からの要望を受けて、福島県原子力災害対策センターにいわき市消防本部及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部が参画（12 日）
- ・原子力安全・保安院から施設を冷却するための装備を持った部隊を派遣してほしいとの要請があり、消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊及び仙台市消防局の特殊装備部隊緊急消防援助隊（海水放水能力毎分約 5,000ℓ 2 台）としての派遣を要請→出動途上において原子力安全・保安院の要請取り消しにより、活動中止、引き返す（12 日）
- ・「官房長官指示」により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計 4 台の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 郡山地方広域消防組合消防本部（2 台） 1 3 日 2 0 時 4 5 分到着
 - いわき市消防本部（1 台） 1 4 日 0 時 4 5 分到着
 - 須賀川地方広域消防本部（1 台） 1 4 日 0 時 4 5 分到着
- ・「官房長官指示」により、消防庁から下記の消防本部に協力依頼し、合計 8 台（総計 1 2 台）の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 米沢市消防本部（1 台） 1 4 日 2 1 時 4 5 分到着
 - 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（1 台） 1 4 日 1 9 時 1 0 分到着
 - 宇都宮市消防局（2 台） 1 4 日 2 1 時 5 0 分到着
 - さいたま市消防局（2 台） 1 5 日 1 時 1 5 分到着
 - 新潟市消防局（2 台） 1 4 日 2 3 時 4 5 分到着
- ・福島第一原子力発電所から 4 号機において火災が発生した旨の通報があり、双葉地方広域市町村圏組合消防本部から 6 隊 2 1 人が消火のため順次出動→自然鎮火した模様（16 日）
- ・総理大臣から東京都知事に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、都知事がそれを受諾（17 日夜）。それを受けて消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊等の緊急消防援助隊としての派遣を要請（18 日 0 時 50 分）。→東京消防庁から特殊災害対策車等 3 0 隊 1 3 9 人が出場（18 日 3 時 20 分）

- ・ 消防庁からも福島第一原子力発電所対応のため、職員 1 人を派遣（18 日 3 時 10 分）
- ・ 総務大臣から大阪市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、大阪市長がそれを受諾（18 日 20 時 10 分）。それを受けて消防庁長官から、大阪市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（18 日 20 時 10 分）。→大阪市消防局から遠距離対応送水システム及び消防車等 17 台 53 人が出場（19 日 17 時 24 分）。→いわき市立総合体育館に全隊集結（20 日 10 時 50 分時点）
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所 3 号機に対し放水実施（19 日 0 時 30 分頃から約 20 分間、放水実績約 60 t）
- ・ 福島第一原子力発電所に対応中の部隊の交代要員として東京消防庁の 14 隊 102 人が常磐自動車道（下り）守谷サービスエリア駐車場に集結（19 日 8 時 20 分時点）
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所 3 号機に対し 2 回目の放水（19 日 14 時 05 分から 20 日 3 時 40 分：当初予定 7 時間のところ実績 14 時間、放水実績約 2,430 t）
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊 42 隊 136 人が福島第一原子力発電所対応中（20 日 20 時 25 分時点）
- ・ 総務大臣から横浜市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、横浜市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、横浜市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（19 日 15 時 30 分）。
- ・ 総務大臣から川崎市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、川崎市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、川崎市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（19 日 16 時 30 分）。現在準備中。
- ・ 東京消防庁や消防庁が福島第一原子力発電所で活動する消防職員の健康チェックを行うため、救急専門医を交替で派遣中（19 日～）。消防庁派遣の専門医には、消防庁職員が同行（21 日～）。
- ・ 福島第一原子力発電所での対応に伴う除染活動を支援するため、消防庁長官から、新潟市消防局及び浜松市消防局の大型除染システム部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（20 日 16 時 00 分）。
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所 3 号機に対し 3 回目の放水（20 日 21 時 30 分から 21 日 3 時 58 分まで約 6 時間半、放水実績約 1,137 t）
- ・ 緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が 3 号機への放水活動のため、発電所まで出動したが、2、3 号機の発煙により活動中止。（21 日 17 時 00 分から 19 時 00 分）
- ・ 浜松市消防局（1 隊 5 人、21 日 20 時 00 分）、新潟市消防局（1 隊 4 人、22 日 4 時 00 分）、横浜市消防局（9 隊 67 人、22 日 8 時 00 分）がそれぞれ出発。
→浜松市消防局（22 日 6 時 55 分）、新潟市消防局（22 日 8 時 38 分）がそれぞれ J ビレッジ到着。横浜市消防局（22 日 12 時 40 分）が J ビレッジに到着。
→川崎市消防局（10 隊 32 人予定）は 24 日 8 時出発予定。
- ・ 総務大臣から名古屋市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、名古屋市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、名古屋市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（22 日 13 時 40 分）。現在準備中。
- ・ 総務大臣から京都市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、京都市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、京都市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（22 日 13 時 50 分）。現在準備中。

・総務大臣から神戸市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、神戸市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、神戸市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（22日14時00分）。現在準備中。

・緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が福島第一原子力発電所3号機に対し4回目の放水開始（22日15時10分）。

② 搬送対応

- ・福島第一原子力発電所（1号機）において爆発が発生、負傷者4人
- ・福島第二原子力発電所3km圏内の住民を消防により要援護者等の搬送支援を実施（12日）
- ・福島第一原子力発電所から10km圏内の病院の入院患者（自力避難困難者21人）と病院関係者の避難を自衛隊とともに実施。関係者のスクリーニングを行った結果、3人について除染後も高い値が検出されたため、第2次被ばく医療機関に搬送。（12日）
- ・14日11時1分頃、福島第一原子力発電所（3号機）において白煙が発生
双葉地方広域市町村圏組合消防本部の救急隊2隊、救助隊1隊が出動し、負傷者6人を搬送（14日14時50分時点）
- ・福島県災害対策本部から屋内退避区域（20～30km）にある病院からの一部患者の搬送について緊急消防援助隊に支援要請。→緊急消防援助隊を福島県に派遣する消防本部のうち、静岡市消防局及び岐阜市消防本部に消防庁長官から屋内退避区域内での活動について協力要請（17日）
- ・福島第一原子力発電所から20～30km圏内の渡辺病院等27名を県内応援隊及び自衛隊により除染ポイントまで移送し、その患者のうち滋賀県隊5隊が5人、静岡県隊5隊が5人をそれぞれ他の病院まで搬送（17日）
- ・福島第一原子力発電所から30km圏外の鹿島厚生病院の患者29名について、滋賀県隊8隊が8人、静岡県隊10隊が10人、岐阜県隊6隊が6人及び群馬県隊5隊が5人を他の病院まで搬送（18日）
- ・福島第一原子力発電所から30km圏外の厚寿苑（老人保健施設）の入居者3名について、静岡県隊1隊が1人及び群馬県隊2隊が2人を他の施設まで搬送（18日）
- ・福島第一原子力発電所から20～30km圏内の南相馬市立総合病院の歩行不可患者23名については、自衛隊が除染ポイントまで移送し、その患者の一部について岐阜県隊6隊が6人、群馬県隊5隊が5人、滋賀県隊8隊が8人及び静岡県隊4隊が4人を他の施設及び病院まで搬送（19日）
- ・福島第一原子力発電所から20～30km圏内の小野田病院の歩行不可患者の77名のうち18名を自衛隊が除染ポイントまで移送し、そのうち静岡県隊3隊が2回で6人を他の施設まで搬送（19日）
- ・福島第一原子力発電所から20～30km圏内の南相馬市立総合病院の歩行不可患者22名を自衛隊が除染ポイントまで移送し、その患者のうち静岡県隊10隊が10人、群馬県隊3隊が3人、岐阜県隊6隊が6人及び滋賀県隊1隊が1人を新潟県消防学校まで搬送。消防学校からは新潟県内隊が受入先に搬送（20日）
- ・福島第一原子力発電所から20～30km圏内の大町病院の歩行不可患者13名を地元消防等が除染ポイントまで移送。さらに海保のヘリで福島医大グランドまで搬送し、神奈川県隊3隊が他の病院まで搬送（20日）

2 消防庁の対応

福島県関係の対応状況は以下のとおりである。

- 11日 16時30分 消防庁職員2人（出張中）を福島県に派遣
→21時15分福島県庁到着
- 12日 9時00分 政府調査団の一員として消防庁職員1人を福島県に派遣
- 14日 1時00分 「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施について」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡
- 15日 14時00分 「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施について」を東北電力管内の4県に対して連絡
- 17日 7時00分 福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置
- 20日 13時00分 福島第一原子力発電所対応のため消防庁職員1人を福島県へ派遣

<参考>

1 福島第一原子力発電所の状況（3月21日 19:00現在）

	1号機	2号機	3号機
主要事象等	11日15:42 10条通報（電源喪失） 11日16:36 15条事象発生（冷却装置注水不能） 12日00:49 15条事象発生（格納容器圧力異常上昇） 12日14:30 ベント開始 12日15:36 水素爆発 12日20:20 原子炉への海水注入 21日20:00 受電完了、機器確認中	11日15:42 10条通報（電源喪失） 11日16:36 15条事象発生（冷却装置注水不能） 14日13:25 15条事象発生（冷却機能喪失） 14日16:34 原子炉への海水注入 14日22:50 15条事象発生（格納容器圧力異常上昇） 15日00:00 ベント開始 15日06:10 異音発生・サブレッションプール損傷 15日08:25 白煙発生 17日～ 電源復旧作業中 20日15:08 使用済み燃料プールへの注水（約40t）を実施（～17:20） 21日18:22 白いもや状の煙噴出 21日20:00 受電完了、機器確認中	11日15:42 10条通報（電源喪失） 13日05:10 15条事象発生（冷却機能喪失） 13日08:41 ベント開始 13日13:12 原子炉への海水注入 14日07:44 15条事象発生（格納容器圧力異常上昇） 14日11:01 水素爆発 15日10:22 400mSv/hの線量 16日08:34 及び10:00 白煙発生 17日09:48 陸自ヘリによる散水（4回） 17日19:05 警察による放水（1回） 17日19:35 自衛隊による放水（5回） 18日14:00 自衛隊による放水（7回） 18日14:42 東京電力（米軍高圧放水車）による放水（1回） 19日00:30 緊急消防援助隊による連続放水 19日14:05 緊急消防援助隊による連続放水（2回目）（～20日03:40まで） 19日～ 電源復旧作業 20日21:30 緊急消防援助隊による連続放水（3回目）（～21日03:58まで） 21日15:55 やや灰色がかった煙噴出 21日20:00 煙発生等の影響により、受電完了確認作業中断

	4号機	5号機	6号機
主要事象等	14日04:08 使用済燃料貯蔵プール水温度が84℃に上昇 15日09:38 3階部分で火災発生（鎮火の模様） 16日05:45 火災発生（自然鎮火の模様） 20日以降 自衛隊、東京電力等による放水実施 21日20:00 煙発生等の影響により、受電完了確認作業中断	使用済燃料貯蔵プール水温度が上昇傾向 17日～ 電源復旧作業中 18日 屋上孔開け作業終了（水素対策） 19日05時頃 残留熱除去系ポンプ（C）を起動し、使用済み燃料プールの冷却を開始 20日14:30 冷温停止 21日20:00 受電完了	使用済燃料貯蔵プール水温度が上昇傾向 17日～ 電源復旧作業中 18日屋上孔開け作業を終了 19日22:14 RHR ポンプを起動し、使用済燃料プールの冷却開始 20日19:27 冷温停止 21日20:00 受電完了

2 避難指示等

11日21:23 総理指示：福島第一発電所の半径3km圏内の避難、3km～10km圏内の屋内退避

12日05:44 総理指示：福島第一発電所の半径10km圏内の避難

12日17:39 総理指示：福島第二発電所の半径10km圏内の避難

12 日 18:25 総理指示：福島第一発電所の半径 20 km 圏内の避難

15 日 11:06 総理指示：福島第一発電所の半径 20～30 km 圏内の屋内退避